



- I. 新型コロナ後の危機管理その他の雑感
- II. 米国司法省の Guidance on the Evaluation of Corporate Compliance Programs の改訂
- III. 「裁量型」課徴金制度について—改正薬機法の課徴金制度導入を受けて—
- IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年
6月30日号

I. 新型コロナ後の危機管理その他の雑感

執筆者: 木目田 裕

1. 今回の新型コロナウィルスの発生・拡大は、国内外を問わず、中長期的にも、社会や経済に様々な影響を与えられているとされています。

新型コロナが危機管理に与える影響としては、当面のものから、やや中長期的なものまで、次の点が考えられます。

- ・ 在宅勤務や出社日数減が長期化することにより、役職員の会社への帰属意識が薄れ、上司や同僚らの目があまり気にならなくなる等から、役職員らによる使い込みといった横領等の発生が増えるかもしれない。
- ・ コンプライアンス部門等における出社人数の減少により、企業不祥事の端緒となる情報や内部通報等の把握・社内伝達・事実調査等の対応がスムーズに進まず、危機管理が後手に回ることもあるかもしれない。
- ・ 内部通報者から見ると、会社の対応窓口の留守電にメッセージを何回録音しても会社側のレスポンスがないといった不満・不信を抱くかもしれない。
- ・ 在宅・出社シフト等により、同一職務を複数人が交代で務めることが増えるため、過去の横領等の不正が発覚する可能性が高まるのではないか。
- ・ 監査での実査や在庫棚卸し等が簡略化されることで、過去の架空売上げ等の会計不正が露見しにくくなり、あるいは新たな会計不正がやりやすくなるだろう。
- ・ 企業業績悪化に起因して、2000年代前半や、2010年前後のように、粉飾決算や不公正ファイナンスといった不正が増える可能性は高いだろう。
- ・ 企業業績悪化に起因して、個々の役職員に対する業績プレッシャーが過酷になると、カルテル、外国公務員等贈賄につながりやすくなるのではないか。
- ・ 新型コロナ対応で業界横断的な情報交換を行うことがカルテルの温床となるかもしれない。
- ・ 製造現場での人的リソースの不足を正当化事由として、製品瑕疵や検査不正の新たな発生もあり得るだろう。
- ・ 在宅勤務における私用デバイスやネットワーク利用がサイバー攻撃に対する脆弱性を高めているのは間違いないだろう。
- ・ 不祥事の疑いがある事実調査するに際して、今後、遠隔会議システムによるヒアリングが増えていくとすると、相手の顔つきや視線などの反応を読み取りにくく、ヒアリング対象者の供述内容を評価しにくい点、ヒアリング対象者が口を

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

滑らせたことを手がかりに突っ込んでいこうとしてもタイミングが合わない点、社内資料やメール等の複数の資料を同時に並べて矛盾点を質するという手法も物理的にとりにくい点、ヒアリング対象者が秘密録音(そして SNS 公開)等を行うことを未然防止しにくい点などの問題点に、どのように対処していくか。

- ・ ペーパーレス化の進展に伴い、紙資料が電子データに代替されていくとすると、電子データ(特に社内資料としての電子データ)の事後的改ざん等を、合理的コストの下で、どのように防止・発見していくか。
- ・ スマートフォンの位置情報を含め、濃厚接触者トレース等のための IT 技術を恒久化することの是非がプライバシーの観点から議論されているところ、米国等では、オフィス内のビデオカメラによって人の動きを捉えて三密を防止すること等も話題になっているが、こうした技術をコンプライアンスや不祥事予防の監視のために転用することの是非も議論になるかもしれない。なお、脱線するが、近時の国会議員による公職選挙法違反事件でもスマートフォンの位置情報が活用されているとの報道があったが、GPS 捜査でも議論されてきた IT 技術の捜査活用とプライバシーの問題について、更に詰めていく必要があるのだろう。

以上の点は、思いつままに挙げたにとどまりますが、今後のコンプライアンスや内部監査等における着眼点として、多少なりとも、ご参考にして頂ける点があれば幸いです。

また、以上の点には、事実調査手法の観点からも、今後の検討課題が含まれていますが、このほか、AI 技術等を使ったプロファイリングの高度化によって、不正の兆候を示すメールをモニタリングしたり、不正行為者を特定する手がかりとすること等も検討されているようであり、将来の技術進歩は興味深いところです。

2. 新型コロナと言え、米国連邦議会の複数の議員や親族が、今年 2 月ごろ、非公開の議会会合で新型コロナ問題についてのブリーフを受け、そのブリーフで得た情報に基づいて、保有株式を売却して多額の損失回避を行った疑いがあるとされ、米国当局が捜査しているとの報道がありました。

この件の事実関係の真偽はともあれ、日本では、非公開の政策情報に基づいて株式売買等で利益を上げることが正面から処罰する刑事罰はありません。インサイダー取引規制も、株式等の発行企業それ自体のインサイダー情報を問題にしているにとどまりますから、インサイダー取引規制で、こうした行為を捕捉できるケースは極めて限定的です。そのほか、国家公務員法などの守秘義務違反の罰則の活用なども考えられますが、正面からの罰則ではありません。なお、国家公務員倫理法では、国家公務員に「株取引等報告書」の提出が義務付けられているなど、国の行政機関や特殊法人等ではそれぞれコンプライアンスの仕組みが設けられています。

この米国の事案の報道を見て、数年前のことを思い出しました。数年前に、とある企業経営者から「日本では、金融政策の情報が公表される前に一部の関係者が知っていれば、FX や株式等の取引で儲けることができるのではないかと。実際に、そのような取引を行っても犯罪にならないのか。」と聞かれたことがありました。

また、昨年年末に、英国でも音声配信業者が、中央銀行の金融政策に関する記者会見音声为数秒早くヘッジファンドに配信し、当該ファンドが HFT で利得を得ていた疑いがあることなども報道されました。

2015 年の年賀状で「昔から思うのですが、例えば、敵対的買収防衛、ガバナンス改革、カルテル、刑事司法改革など、日本の法社会は、10 年、20 年という時間差で、米国を追いかけているように感じます。一般刑事事件でも、60 年代半ばのジョンソン大統領の下で設置された刑事司法改革委員の報告書を読むと、まるで 90 年代から 2000 年前後の日本社会のことを論じているようで、非常に興味深く感じます。」と書いたことがありました。

今日では 10 年、20 年というほど長期の時間差はないのでしょうか、以上で述べた米国や英国等の事案を踏まえると、日本でも、インサイダー取引規制と似たような構造で、未公表の政策情報を知って株式や通貨等を売買して利得を得ることを規制する枠組みの検討も必要なのだろうと思います。

3. 余談ですが、年賀状と言え、2017 年の年賀状に、「昨年は、コンプライアンスのハウツーとしての機能と限界について深く考えさせられました。「顧客のため」、「とにかく隠すな」といった単純明快なメッセージを繰り返すことが大切であると思いました。また、高 ROE 経営、日本型雇用慣行の見直しなど、米国流が目につく昨今です。だからこそ、従来の日本型モデルの良い部分はどこなのか、「選択と集中」による経済や産業のいわばモノカルチャー化が国策として適切なのか等々、検討すべき点が少なくないと考えております。」と書いたことがあります。

ここで、「経済や産業のいわばモノカルチャー化が国策として適切なのか」は、戦争やパンデミックによって、国内経済がグローバル・サプライ・チェーン等とほぼ断絶した場合に、モノカルチャー経済では国として存続できなくなるのではないかと問題意識を、守旧派と思われるかと躊躇しがちに述べたものだったわけですが、新型コロナを受け、改めて物事のバランスをとることの難し

さを実感しているところです。

以 上



き め だ ひろし
木 目 田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

II. 米国司法省の Guidance on the Evaluation of Corporate Compliance Programs の改訂

執筆者:平尾 寛

2020年6月、米国司法省は、Guidance on the Evaluation of Corporate Compliance Programs(以下「コンプライアンス・ガイダンス」といいます。)の改訂を公表しました¹。

米国司法省の検察官マニュアルにおいては、企業の刑事責任を評価するに際して、企業のコンプライアンスプログラムが十分なものであるか否かを考慮することが求められていますが、コンプライアンス・ガイダンスは、企業のコンプライアンスプログラムが十分なものであるかを検討するに際してのガイダンスとして機能することが想定されています。

コンプライアンス・ガイダンスは、コンプライアンス・プログラムが備えるべき基準を提示する形式を採っておらず、検察官が企業のコンプライアンス・プログラムを評価する際の視点(質問)を示す形式を採っています。コンプライアンス・ガイダンスは、以下のとおり、評価の軸となる3つの視点を提示しています。

- 1 コンプライアンス・プログラムは上手く設計されているか？
- 2 コンプライアンス・プログラムが真摯かつ誠実に運用されているか？
- 3 コンプライアンス・プログラムは、実際に機能しているか？

2020年6月の改訂においては、上記3つの視点のうち、2について重要な改訂がなされています。

まず、2の視点について、「コンプライアンス・プログラムが真摯かつ誠実に運用されている」ということは、すなわち「コンプライアンス・プログラムが効果的に機能するために十分なリソースと権限が与えられている」ことを意味することを明確にしています。これは、米国司法省として、企業がコンプライアンス体制を充実させるために、十分なリソースを投入することを求めていると理解されます。

また、2020年6月の改訂では、電子データを効果的に用いたコンプライアンス・プログラムの重要性を強調しています。

たとえば、コンプライアンス・ガイダンスは、評価の視点として

- ・ コンプライアンス担当者は、モニタリング等のために、電子データへの十分なアクセスを与えられているか？
- ・ 継続的に電子データをモニタリングする仕組みが存在するか？

といった事項を提示しています。

コンプライアンス・ガイダンスは、あくまで米国司法省の検察官向けのガイダンスですが、米国司法省は、訴追延期合意に基づいて実施した企業のモニタリングの結果等も踏まえて、ガイダンスを改訂しています。その意味では、単に米国当局との関係で問題となる訳ではなく、効果的なコンプライアンス体制構築のための参考となる汎用性のあるガイダンスと評価することができると思われれます。

役職員の電子メールのモニタリング等、電子データを効率的に監視することの重要性は、AI等の技術の進展と共に日本の企業の中でも広まりつつありますが、ポストコロナ後の働き方の変化も踏まえると、その重要性はより一層高まっているといえます。

以 上

¹ <https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k_hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。

Ⅲ. 「裁量型」課徴金制度について－改正薬機法の課徴金制度導入を受けて－ 執筆者：八木 浩史

課徴金は、金融商品取引法違反や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」といいます。)違反等に対する制裁の代表例であり、刑事罰と比しても多用され、重要な制裁手段となっています。もともと、課徴金については、長らく、憲法 39 条の「二重処罰の禁止」との関係から、柔軟な制度設計が妨げられていたのも事実です。そのため、諸外国の行政当局が課す制裁金と比較して、日本の課徴金は金額が低くなりがちで、違反行為抑止の観点から問題が指摘されていました。

上記の「二重処罰の禁止」との関係とは、刑事罰の対象になる違反行為に対して、刑事罰とは別に金銭的負担として課徴金を更に課すことは、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」とする憲法 39 条に違反するのではないか、という問題のことで²。

この問題について、法人税法上の追徴税(当時)がほ脱犯に対する刑事罰との関係で二重処罰の禁止に該当するのではないかと争われた最判昭和 33 年 4 月 30 日民集 12 卷 6 号 938 頁(以下「昭和 33 年最高裁判決」といいます。)がリーディングケースとされています。昭和 33 年最高裁判決は、ほ脱犯に対する刑罰が「脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものである」のに対し、「追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置である」として、追徴税は二重処罰の禁止には違反しないとしました。

従前、かかる昭和 33 年最高裁判決を踏まえ、課徴金制度が二重処罰の禁止に当たらない根拠として、①違反行為があれば原則として課されるものであること(=非裁量性)、②違反行為の抑止という行政目的達成のために課されるものであることが挙げられていました³。

①違反行為があれば原則として課されること(=非裁量性)が二重処罰の禁止に当たらない根拠の一つとされたのは、昭和 33 年最高裁判決が、追徴税は「納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるもの」と指摘し、追徴税を課すことに関して行政庁には裁量がないことがあたかも条件の一つであるかのように読めるためと思われる。しかしながら、かかる昭和 33 年最高裁判決の指摘は、ほ脱犯に対する刑罰が行為の反社会性や反道義性に着目し、その要件として「詐欺その他不正の行為」を要求していることとの比較で、追徴税においては、かかる反社会性や反道義性に着目した要件は定められていないことを明らかにするために指摘したにすぎず、昭和 33 年最高裁判決が二重処罰の禁止該当性の判断において重視しているのは、むしろ不利益処分趣旨・目的が刑罰と異なるといえるか否かであり⁴、課徴金制度における非裁量性は二重処罰の禁止非該当のための必要条件ではないとの指摘がなされていました⁵。

その後、2017 年 4 月に公正取引委員会が公表した「独占禁止法研究会報告書」⁶において、独占禁止法における課徴金制度は

² 川口恭弘ほか著『インサイダー取引規制と未然防止策～取引事例と平成 25 年改正を踏まえたポイント～』264 頁以下〔木目田裕執筆部分〕(2014 年・経済法令研究会)に議論の詳細が説明されています。

³ 白石忠志『独占禁止法〔第 3 版〕』(有斐閣・2016 年)653 頁ご参照。なお、かつては「課徴金が不当利得の剥奪という性質を有していること」も二重処罰の禁止に該当しないための根拠の一つとして挙げられていましたが、最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 卷 7 号 1950 頁が「課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではない」と判示し、必要でないとして解されています。

⁴ 川出敏裕「追徴税と罰金との併科」別冊ジュリスト 235 号 225 頁

⁵ 前掲木目田・268 頁

⁶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/apr/170425_1_files/170425_1houkokusyo.pdf

二重処罰に該当する懸念を回避するため、「一律かつ画一的な算定方式により算定した額を不当利得と擬制し、これを義務的に賦課する非裁量の制度とするという制約を受けて設計されてきた」が(同報告書 6 頁)、かかる制約は「我が国法制上課徴金制度が認められるための必要条件とはいえない」とし(同報告書 8 頁)、非裁量性は二重処罰禁止非該当のために必要条件ではないとの見解が示されています。そして、同報告書は広範な裁量を認めることには謙抑的な姿勢を示しつつも、「①課徴金が実質的に刑事罰と同一・同質なものとならず、かつ、②刑事罰との併科が全体として罪刑均衡原則又は比例原則に反することとならない限り(中略)違反行為の抑止という目的を達成するため、課徴金額の水準を引き上げたり、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度を導入したりするなどの柔軟な制度設計が妨げられるものではない」としています(同報告書 12 頁)。

上記報告書中の提言等を受けた独占禁止法の改正がなされ、調査開始前 1 番目の課徴金減免申請者以外の申請者に対して、公正取引委員会は当該申請者の調査協力の度合いに応じた減算率を適用した課徴金の納付を命ずることができるようになりました(2019 年 6 月 26 日に公布された「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」による改正)⁷。現行の独占禁止法では課徴金減免率は課徴金減免申請の申請順位に応じて固定化されていますが⁸、改正後の独占禁止法では、公正取引委員会が申請者の調査協力の度合いに応じて(上限は定められています)減算率を決めることができるという意味で⁹、公正取引委員会の課徴金の算定に関する裁量が広がったと評価できます。

また、2019 年 12 月 4 日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」により改正された、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「改正薬機法」といいます。)において、課徴金制度の導入が決定されました¹⁰。

この課徴金制度は、行政当局の裁量を幅広く認めた制度設計となっています。

導入された課徴金制度によると、医薬品等の名称、製造方法、効能・効果、性能に関する虚偽又は誇大な記事を広告・記述・流布した場合には「厚生労働大臣は(中略)課徴金を国庫に納付することを命じなければならない」とする一方で(改正薬機法 75 条の 5 の 2 第 1 項)、①業務改善命令又は措置命令を行った場合(保健衛生上の危害の発生又は拡大に与える影響が軽微であると認められる場合に限られます)、②対象事業者の医薬品販売業の業許可の取消し又は業務停止命令等を行う場合には、「厚生労働大臣は(中略)課徴金を納付することを命じないことができる」としています(同法 75 条の 5 の 2 第 3 項)。

このように課徴金の納付を「命じないことができる」とした点において、改正薬機法の課徴金制度は、行政庁に課徴金納付に関する裁量を認めたものと考えられます¹¹。

このように、課徴金制度において「非裁量性」は必ずしも必要でないとの見解が一般的になっていると思われます。今後、金融商品取引法等に定められた他の課徴金制度にも影響が及ぶ可能性があると思われますし、柔軟性のある制裁手段として、現在課徴金制度を定めていない法令にも、課徴金制度を創設する動きも出てくる可能性があると思われます。

以 上

⁷ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/keitorikikaku/190619besshi1.pdf>

⁸ 課徴金減免制度自体、課徴金の算定に幅を持たせることができるという意味では、かかる課徴金減免制度がない場合に比べ、行政庁に裁量を認めたものと評価できる側面があると思われます。

⁹ 公正取引委員会は申請者と調査協力に関する協議をし、当該申請者との間で協力内容と減算率についての合意をします。当該申請者が合意した内容の調査協力を実施した場合、公正取引委員会は合意した減算率を適用した課徴金の納付を命ずることになります(改正後の独占禁止法 7 条の 4、7 条の 5)。

¹⁰ 改正薬機法における課徴金制度の詳細については、[当事務所の企業法務ニューズレター\(2020 年 6 月 12 日号\)](#)において解説しておりますので、併せてご参照下さい。

¹¹ 改正薬機法と同様に、課徴金の納付を「命じないことができる」とするものとして、公認会計士法の課徴金制度があります(公認会計士法 31 条の 2 第 2 項)。

やぎ ひろし
八木 浩史

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_yagi@jurists.co.jp

2007年弁護士登録、2016年フォーダム大学ロースクール(LL.M. in Corporate Compliance)、2017年ニューヨーク州弁護士登録。2016-2017年ジェナー・アンド・ブロック法律事務所、2017-2019年丸紅株式会社コンプライアンス統括部、法務部出向。企業不祥事等の危機管理案件、平時におけるコンプライアンス体制構築等に関する助言、訴訟その他一般企業法務に従事。

IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年5月27日】

乗合バス事業者・地方銀行の合併を独占禁止法の適用除外とする特例法、公布

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200527/20200527g00104/20200527g001040014f.html>

乗合バス及び地域銀行の合併等を、独占禁止法の適用除外とする「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」が成立し、公布されました。

本法律の内容については、[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「乗合バス事業者・地方銀行の合併につき独占禁止法の適用除外とする特例法案を閣議決定」)をご覧ください。

【2020年6月8日】

監査役協会、「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・統合版」を公表

<http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-523.html>

公益社団法人日本監査役協会会計委員会は、2020年6月8日、「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・統合版」を公表しました。

「KAM」とは、「Key Audit Matters」の略であり、「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指します。監査人の監査基準の改訂により、金融商品取引法上の監査人の監査報告書において、上記の「KAM」を記載することが義務づけられるようになりました。

今般公表された上記Q&A集は、既に公表されていたQ&A集を統合・整理し、従前のQ&A集の公表以後の各所の議論を踏まえた修正及び設問の追加等がなされています。新たに盛り込まれた事項としては、例えば、KAMと監査役会の重点監査項目をあらかじめ一致させたり、棲み分けたりする必要はないものの、監査役等は、監査人から説明を受けたリスク情報に関する説明の内容を理解し、その結果が適性であるかをチェックすることが求められるとされていること等が挙げられます(Q3-2-6)。

【2020年6月11日】

NISC、「テレワーク等への継続的な取組に際してセキュリティ上留意すべき点について」を公表

<https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/telework20200611.pdf>

内閣サイバーセキュリティセンターは、今後継続的なテレワークや遠隔会議システムの活用等の取組を行っていくに当たり、情報セキュリティの観点から留意すべき点について取りまとめ、公表しました。同とりまとめは、①今般のテレワークにおいて進められた業務を踏まえ、情報セキュリティリスクの再評価を行うこと、②各機関における情報セキュリティ関連規程を確認し、必要に応じた改定を行うこと、③利用端末・関連機器等について情報セキュリティが確保されているか確認すること、④遠隔会議システムについて必要なセキュリティ対応が実施されているかについて確認すること、⑤上記①～④の取組に、情報セキュリティ対策を推

進する役割を担う部署が積極的に関与すること等が重要であると指摘しています。

【2020年6月12日】

改正公益通報者保護法、公布

<https://kanpou.npb.go.jp/20200612/20200612g00116/20200612g001160095f.html>

改正公益通報者保護法が成立し、公布されました。

本法律の内容は、概ね[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が閣議決定)のとおりですが、衆議院による法案審議の過程で、附則5条において、施行後3年を目処に検討する事項として、公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」が追加されました。この追加は、立証責任を法人側に負わせる規定を将来創設することを念頭に置くものとのことです。

【2020年6月12日】

改正著作権法、公布

<https://kanpou.npb.go.jp/20200612/20200612g00116/20200612g001160033f.html>

改正著作権法が成立し、公布されました。

本法律の内容は、[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「『著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案』の閣議決定及び侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(基本的な考え方)の公表について」)をご覧ください。

【2020年6月12日】

改正個人情報保護法、公布

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200612/>

改正個人情報保護法¹²が2020年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。同法の施行日は、一部を除き、公布日である2020年6月12日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

【2020年6月17日】

改正航空法、成立

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm

2020年6月17日、改正航空法が成立しました。

改正航空法の成立を受け、国土交通省は、2021年度内にドローンの所有について登録制を導入する予定です。改正航空法は、ドローンの所有者に、氏名、住所、機体の種類、型式等を国土交通大臣に申請して登録記号の通知を受けること¹³、ドローンを航空の用に供する場合には機体に登録記号を表示すること¹⁴等を義務付けています。登録を行わないままドローンを飛行させた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます¹⁵。

¹² 同法の内容については、[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定)も併せてご参照ください。

¹³ 改正航空法131条の6。

¹⁴ 改正航空法131条の7。

¹⁵ 改正航空法157条の4。

【2020年6月25日】

公取委、判別手続の導入に向けた公取委規則改正案及び指針案に関するパブリック・コメントの結果を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200625_hanbetsu.html

公正取引委員会は、2020年6月25日、判別手続の新設に向けた公正取引委員会規則、「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」(判別手続指針)及び「独占禁止法審査手続に関する指針」に関するパブリック・コメントの結果を公表しました¹⁶。

パブリック・コメントの結果を受け、判別手続指針には、同手続を適用する旨の求めがあった物件の内容が、外国弁護士等に共有されていたとしても、新たな課徴金減免制度をより機能させることに資する観点からその共有の必要性が認められ、特定通信の内容の秘密を保持するための措置が講じられていると認められるときは、判別手続の要件を欠くこととはならない旨が明記されました(判別手続指針第2の4)。

また、パブリック・コメントに対する回答によれば、保護の対象となる「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」(判別手続指針第2(2頁))について、「典型的に想定されるのは、課徴金減免申請や調査協力を検討するための法的助言ですが、減免申請の検討に至っていない段階での法的助言も、結果として課徴金減免申請等に資する可能性があるため、『課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見』に含まれ得る」とのことです。そのため、ビジネスの企画段階で取得する法的意見や、課徴金減免被疑行為があったか否かが不確定な段階で取得する法的意見についても、本制度の対象となり得るものと考えられます。

さらに、本取扱いの対象となる文書であることを示すための表示について、判別手続指針第2の2(3~4頁)では、「公取審査規則特定通信」や「公取審査規則第23条の2第1項該当」といった例が挙げられています。この点について、パブリック・コメントに対する回答では、「このほかの表示であっても、『特定物件』であることが識別できるよう表示されていれば、当該表示も認められるとしつつも、「秘匿特権」、「弁護士相談」、「厳秘」、「Privileged」、「Confidential」、「Attorney-Client Privileged」といった表示については、本取扱いの対象となる文書以外にも付されることが一般的にあり得る表示であることから、これらの表示のみでは、「特定物件」であることを示す記載として適切でないとされています。

¹⁶ 上記規則及び指針の内容については、[本ニューズレター2020年4月30日号](#)(勝部純・沼田知之「改正独禁法における事業者・弁護士間の秘密通信物件の取扱いについて - 判別手続の導入に向けた公取委規則改正案及び指針案の公表」)をご参照ください。



き め だ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



た か ば や し ゆ う と
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



に し だ あ さ き
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



ま つ も と け い こ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。